

令和8年度大分市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1. 業務名称

令和8年度大分市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2. 業務目的

「まち・ひと・しごと創生第3期大分市総合戦略」を推進するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附の獲得を目指すものである。

3. 委託期間

委託契約締結日～令和9年3月31日（水）まで

4. 委託内容

本業務の受託者は、次の各号により大分市の地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附獲得を目指すものとする。

- ① 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込企業」という。）に対して、大分市の地方創生事業を紹介すること。
- ② 寄附見込企業の新規開拓及び大分市に対して寄附見込企業を紹介すること。
- ③ 寄附見込企業の関心を惹く事業選定及び寄附見込企業へのPR方法に係る助言、情報提供に関すること。
- ④ その他、大分市の寄附獲得に資する支援に関すること。

5. 委託料

（1）委託料の算定について

委託料の算定は成果報酬型とし、受託者が大分市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附に至った場合、次の計算式により算出した委託料額を支払うものとする。

なお、寄附1件あたりの委託料支払いの上限は100万円（税抜き）とする。

成果報酬型：寄附金額×受託料率（1円未満の端数は切り捨てとする）

※上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

（2）受託者から大分市に対する請求について

受託者から紹介された寄附見込企業が大分市に対して寄附を行った後、大分市は速やかに受託者にこの旨を伝え、受託者の請求によって、委託料の支払いを行う

ものとする。なお、支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

(3) その他留意事項について

- ① 被災者支援事業や復旧・復興事業を用途とする寄附は本業務の対象外とし、寄附の働きかけは行わないこと。また、市外企業から被災者支援事業や復旧・復興事業を用途とする寄附の希望があった場合は、直接、市に申し出るよう案内すること。
- ② 受託者が働きかけを行っている企業が、別途市から直接働きかけを受けていることが判明した場合は、受託者からの働きかけを一時中断し、市企画課に報告すること。この場合、市から直接の働きかけ優先し、受託者からの働きかけの終了を指示する可能性があるので留意すること。
- ③ 委託料の執行額の状況を踏まえ、委託期間終了前に本業務委託を終了する場合があるので留意すること。この場合、本業務委託終了前に調査し、働きかけを行っていた市外企業であっても、これに支出した経費は本業務委託の委託料には含まない。

6. 業務の進捗報告

本業務の受託者は、大分市の要望に応じて、大分市に対し、進捗報告を行うこと。特に想定以上の寄附が見込まれる場合は、受託者は速やかに大分市に報告すること。

7. その他

- ① 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- ② 本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、大分市の承諾を得たときはこの限りではない。
- ③ 受託者は本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、または他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- ④ 当該仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。
- ⑤ 委託料が大分市の当該予算額を超えると見込まれる場合の対応については、その時点で協議のうえ、決定するものとする。
- ⑥ 受託者は大分市と緊密な連絡に努めるとともに、本仕様書に疑義が生じた場合、あるいは定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて協議を行うこと。